

米原市内で創業する人が対象です！

米原市伴走型創業促進補助金 2026

最大

10万円

申請総額が予算額を超過した場合、募集を終了します。
予めご了承ください。



米原市では、米原市内で創業して、商工会から継続して経営指導を受ける人を対象に、創業に必要な経費への補助金を交付しています。

●補助対象者

次の全てを満たす事業者が対象となります。

1. 申請日において創業日から3年を経過していないこと。
2. 市内に主たる事業所を設置して事業を営むこと。
3. 次の業種以外の業種に属する事業を営むこと。
農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
4. 創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業を受けたことの証明書（※）を有する、または、米原市商工会が実施する創業相談の支援を受け、適切な事業計画を有している者として米原市商工会の推薦を得ていること。
5. 申請日において米原市商工会に加入し、継続して経営指導を受ける者であること。
6. 納期限が到来している市税等に未納がないこと。ただし、市税等の徴収猶予を受けている場合は、この限りでない。

（注）この証明書は、米原市と米原市商工会が開催する「まいばら経営塾」に7割以上参加することで、米原市から発行を受けられます。

●補助対象経費

創業費（設立登記費用など）、設備費（機械器具費など）、広告費（ウェブサイト作成費など）

●申請方法

米原市公式ウェブサイトから様式をダウンロードしてください。

（注）申請書類は、事前に米原市商工会の確認、指導を受ける必要があります。

▼詳しくはこちら

